

化学物質を取扱う事業主の皆さまへ

## あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成28年6月1日から、一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について、事業場における**リスクアセスメント**、譲渡提供者に容器などへの**ラベル表示が義務**づけられました。関係する事業者の皆さまは、労働災害を防止するため効果的なリスクアセスメント等を実施しましょう。

また、化学物質管理に関する相談(SDS:安全データシートの作成、リスクアセスメントの実施など)窓口も開設していますので、厚生労働省ホームページ掲載の「化学物質管理 相談窓口」まで問い合わせください。

### 対象となる事業場は？

業種、事業場規模にかかわらず、**対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象**となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。裏面の「化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票」参照

### リスクアセスメントの実施義務の対象物質は？

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか**確認**しましょう。

対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

職場のあんぜんサイト SDS

#### 実施時期は？

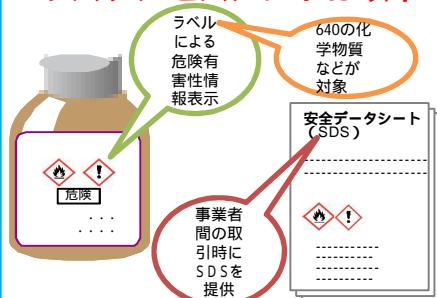
- 1.対象物を原材料などとして新規に採用、変更するとき
- 2.対象物を製造又は取扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用、変更するとき
- 3.前の2つに掲げる他、対象物による危険性・有害性などに変化が生じたり、生じるおそれがあるとき

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、リスクアセスメントを行う努力義務があります

### リスクアセスメントとは？

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。

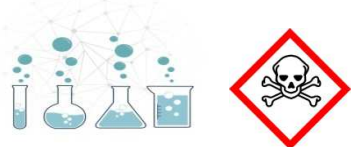



- ステップ1** 化学物質などによる危険性または有害性の特定
- ステップ2** 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り
- ステップ3** リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
- ステップ4** リスク低減措置の実施
- ステップ5** リスクアセスメント結果の労働者への周知



# 化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名

1.事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。	はい いいえ いいえの場合、点検終了
2.その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。	はい いいえ いいえの場合、納入元から入手してください
3.その化学物質は何ですか。法令上 ～ のどれに当てはまりますか。 特定化学物質・有機溶剤 以外のSDS対象物 その他	SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！
化学物質名 CAS番号(SDSに記載) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
4.その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。	はい いいえ
はいの場合、その結果を確認することはできますか。 はいの場合、6.へ いいえの場合、 <b>リスクアセスメントを実施しましょう</b>	はい いいえ
いいえの場合、 <b>リスクアセスメントを実施しましょう</b>	はい いいえ
5.リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（厚生省ホームページ参照） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。	危険性 有害性
危険性についての方法 災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） 有害性についての方法 法令規定を確認する方法 その他 ばく露濃度の測定（実測） その他 コントロール・バンディング ECETOC-TRAなど その他	
6.リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。	はい いいえ いいえの場合、改善しましょう
7.SDSの内容を労働者に周知していますか。 作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。	はい いいえ いいえの場合、改善しましょう
8.SDS対象物（3.の または ）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう	はい いいえ 

## <化学物質管理に関する相談窓口>

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索